

## <出席停止解除願>

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき伝染病」には出席停止の期間が定められています。この期間は幼稚園内での伝染拡大を防ぐため、り患した園児が登園できない期間です。(出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。)

これらの伝染病(別紙参照)の可能性があつて欠席させる場合には、登園時間前に幼稚園へ連絡してください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

医師等の診断により、他へ伝染させるおそれなくなつた園児を登園させる際には、以下の「出席停止解除願」を保護者をご記入の上、園へご提出ください。

※病気の状況により、医師の証明書を提出していただく場合があります。

### 出席停止解除願

笹塚幼稚園園長 殿

組 氏名 \_\_\_\_\_

下記の疾患について、\_\_\_\_月\_\_\_\_日に医師等の診断を受けました。

このため、\_\_\_\_月\_\_\_\_日から\_\_\_\_月\_\_\_\_日まで出席停止となつておりましたが、

\_\_\_\_月\_\_\_\_日から登園可能と診断されましたので出席停止を解除願います。

診断名： \_\_\_\_\_

受診した医療機関名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

保護者名 \_\_\_\_\_ 印